平成２４年（フ）第５４９９号
大阪府東大阪市若江本町２丁目４番16号、前住所大阪府東大阪市瓜生堂１丁目15番15―208号
債務者　金川　幸子
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５０２号
大阪府高槻市天神町１丁目10番５号
債務者　内村みどり（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６２１号
大阪市西成区南津守４丁目１番92―405号
債務者　新井幸治こと　朴　　熙萬
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６７５号
大阪市浪速区塩草３丁目６番26―1202号
債務者　飯塚　愛子
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６９９号
大阪府門真市御堂町７番30号　御堂コーポ303号
債務者　本橋　正彦
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７３１号
大阪市東淀川区菅原３丁目１番３―411号、前住所大阪市中央区内淡路町１丁目３番２―205号
債務者　アトリエ大塚こと　大塚　由利
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７６１号
大阪府吹田市竹見台３丁目１番Ｃ29―507号
債務者　石河　町子
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７７４号
大阪市東成区中本５丁目12番26―1107号
債務者　氏野　昌子
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５６号
宮崎県延岡市緑ケ丘５丁目18番２号
債務者　内田　静香
1　決定年月日時　平成24年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第４６７号
沖縄県那覇市長田１丁目10番６号　エステートＮ３―Ｄ
債務者　前津沙弥香
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２２号
北海道岩内郡岩内町字東山18番地の１　東山団地12号棟206号
債務者　榮村　斗夢
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２４年（フ）第２３２号
神奈川県三浦郡葉山町長柄705番地の235　グリーンホーム富岡Ａ―１
債務者　岡部　勝美（旧姓入船）
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第５９６号
北九州市若松区赤島町16番10号
債務者　津田　隆義
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５９７号
北九州市若松区赤島町16番10号
債務者　津田　芳子
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６９１号
北九州市小倉南区中貫１丁目２番３号
債務者　山村麻由美
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８５７号
神戸市兵庫区大開通６丁目１番１―202号
債務者　藤本早予子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８８８号
神戸市兵庫区西橘通１丁目４番14―503号　シトラス神戸、従前の住所大阪府高槻市大蔵司１丁目７番３号　３棟103号
債務者　古賀　鈴子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部